

# 令和 7 年度 就学前児童応援給付業務 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

本実施要領は、令和 7 年度就学前児童応援給付業務を業務委託するにあたり、最も適切な事業案を提案した者を委託先候補として特定するための手続き等について定めたものである。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和 7 年度就学前児童応援給付業務

### (2) 業務内容

別紙「令和 7 年度 就学前児童応援給付業務委託仕様書」のとおり

### (3) 提案上限額

25,000 千円（税込）

### (4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 11 月 30 日まで

## 3. 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を全て満たさなければならない。また、契約締結までの間に、以下の参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の提出期限において、現に西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされていないこと。また民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始若しくは再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税および本市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く）でないこと。
- (6) 十分な業務遂行能力を有し、適切な執行体制を有していること。
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。
- (8) 本市の指示に柔軟に対応できること。

#### 4. スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年4月4日(金)
- (2) 質問書提出期間 令和7年4月4日(金)～4月15日(火)(必着)  
質問書への回答 令和7年4月4日(金)～4月18日(金)
- (3) 参加申込書等提出締切 令和7年4月28日(月)正午(必着)
- (4) 選考
  - ア) 1次審査(書類選考)
    - 1次審査結果通知の発送 令和7年5月1日(木)
  - イ) 2次選考(プレゼンテーション) 令和7年5月21日(水)
    - 2次選考結果通知の発送 令和7年5月26日(月)
- (5) 契約締結 令和7年6月上旬(予定)

#### 5. 公募型プロポーザルの企画提案に係る手続きについて

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

##### (1) 参加申込書・企画提案書の提出

###### ア) 提出書類

| 内容                       | 様式    | 提出部数         |
|--------------------------|-------|--------------|
| 参加申込書                    | 様式第1号 | 原本1部+5部(写し)  |
| 会社概要                     | 様式任意  | 6部           |
| 業務実績                     | 様式第2号 | 6部           |
| 企画提案書                    | 様式任意  | 6部           |
| 本業務の推進体制                 | 様式第3号 | 6部           |
| 見積書 ※1                   | 様式任意  | 原本1部+5部(写し可) |
| 納税証明書 ※2                 |       | 原本1部+5部(写し可) |
| プライバシーマーク又はISMSの認証を証する書類 |       | 6部(写し可)      |
| 質問書                      | 様式第4号 | (電子メールで提出)   |

※1 算出根拠等を詳細に記載すること

※2 「3. 参加資格要件(5)」を証明する納税証明書を提出すること。

西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者のみ提出必要。

###### イ) 質問受付について

本実施要領及び本業務委託仕様書の内容について質問がある場合は質問書(様式第4号)を子供支援総務課メールアドレスに電子メールで提出すること。

質問の回答は質問者に随時個別に回答するとともに、市ホームページに掲載する。

###### ウ) 提出書類提出期限

令和7年4月28日(月)正午(必着)

## エ) 作成要領

### ①企画提案書の様式等

- ・用紙サイズはA4版又はA3版とし、A3版の場合は折込みすること。
- ・文字サイズは10ポイント以上で作成すること。
- ・ページ番号をつけること。

### ②留意事項

- ・提案は1応募者につき1提案とする。
- ・提出に要する諸費用は提出者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。

## 6. 審査及び選考等

### (1) 審査方法

#### ア) 1次選考（書類選考）

提出書類を元に、「3. 参加資格要件」をすべて満たしている者を2次選考対象者とする。

ただし応募者が5者を超えた場合、「6（2）審査項目」に基づく審査を行い、上位5者を2次選考対象者とする。

1次選考の結果は令和7年5月1日（木）に応募者に通知する。

#### イ) 2次選考（プレゼンテーション）

令和7年度就学前児童応援給付事業実施に係る公募型プロポーザル受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）にて、企画提案書等をもとに2次選考対象者からのプレゼンテーションと質疑応答を実施し、「6（2）審査項目」に基づき評価を行う。

実施日：令和7年5月21日（水）

場 所：西宮市役所内で実施予定。詳細は1次選考通知にて通知する。

実施方法等：応募者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づき実施することとし、追加資料の配布等は認められない。

※業務担当者及び総括責任者が出席すること。

※欠席した場合は参加申請を辞退したものとみなす。

※市が準備したプロジェクタを使用することができる。

(2) 審査項目

| 審査項目       |         | 評価対象               | 配点    |
|------------|---------|--------------------|-------|
| 選 1<br>考 次 | 参加資格要件  |                    | —     |
|            | 業務実績    | 類似事業の業務実績          | 2 0   |
| 選 2<br>考 次 | 価格点     | 見積もり額              | 3 0   |
|            | 業務の推進体制 | 十分な人員体制の確保         | 1 0   |
|            | 企画提案内容  | 給付対象者への電子マネー等の給付方法 | 4 0   |
|            |         | 問い合わせ対応            |       |
|            |         | アンケートの実施           |       |
| 合計         |         |                    | 1 0 0 |

(3) 業務委託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した企画提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。  
ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、委員会の議決により選定する。

(4) 選考結果の通知

- ① 1次選考結果は、応募のあったすべての団体に電子メールで通知する。
- ② 2次選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての団体に文書で通知する。
- ③ 選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(5) 無効

応募者又は応募者から提出された企画提案書が下記のいずれかに該当する場合、その企画提案書は無効とし、選定審査の対象としない。

- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

(6) 契約の締結

審査の結果、最高得点を獲得した受託候補者と、契約締結に伴い必要となる協議を行ったうえで、本市の作成する契約書によって契約を締結する。ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ① 「3. 参加資格要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき
- ② 契約交渉が成立しないとき、又は受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

## 7. 情報公開について

- (1) 第三者からの情報公開請求があった場合、西宮市情報公開条例（昭和 62 年 3 月 25 日西宮市条例第 22 号）の規定に基づき、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを除き、公開する。ただし、受託候補者選定期間中は、同条例第 6 条第 5 項の規定に基づき、非公開とする。
- (2) 上記（1）には、提出された企画提案書等の著作権は提案者に帰属するが、同書類を含み、当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報についてのみ非公開とする。

## 8. 担当課（納品場所）

こども支援局 子供支援総括室 子供支援総務課（本庁 7 階） 担当者：藤田  
住所：〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号  
電話：0798-35-3703 FAX：0798-35-5525  
Mail：kosodate\_k@nishi.or.jp